

子どもの教育に関わる主な取組みについて

3. 教育大綱に関する今後の進め方について

塩竈市教育大綱の今後の進め方について

1. 塩竈市教育大綱について

国の教育振興基本計画を参酌し、「第 5 次塩竈市長期総合計画」を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針を定めるために策定

2. 現大綱の対象期間

平成 28 年度から令和元年度（平成 31 年度）までの 4 年間

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行。なお、文部科学省の QA では「大綱が対象とする期間について…首長の人気が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、…4～5 年程度のものとして定めること…」とされている。

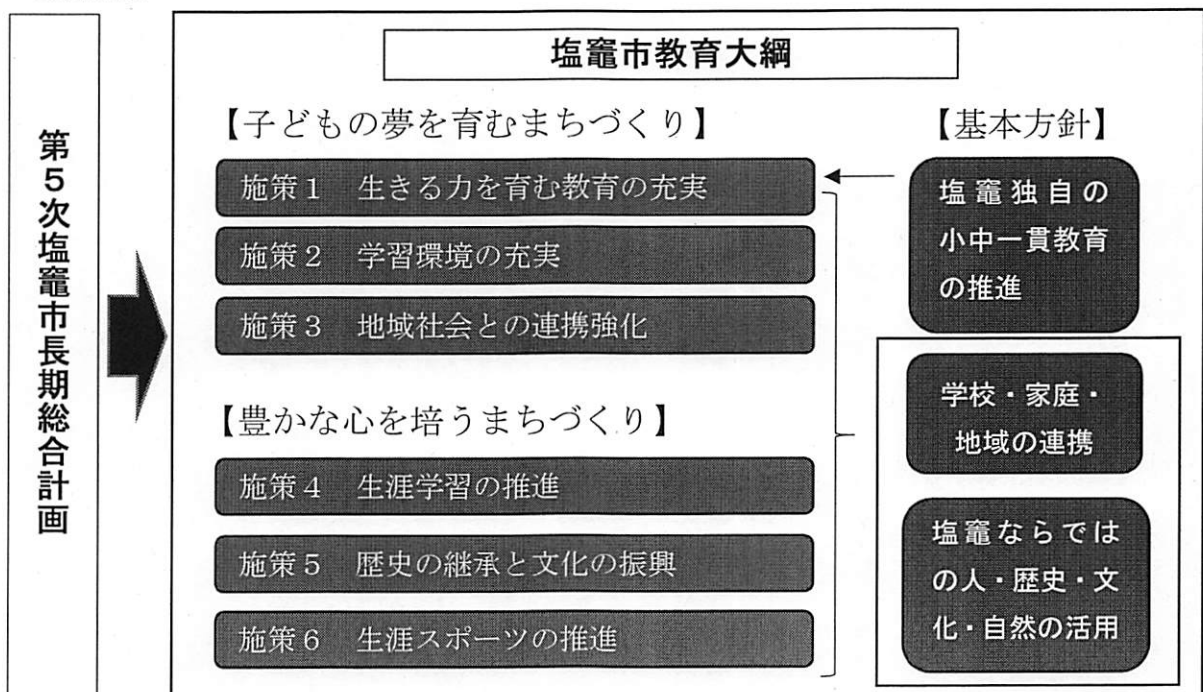
<参考>

第 5 次塩竈市長期総合計画 対象期間：10 年間 平成 23 年度～令和 2 年度（平成 32 年度）

3. 塩竈市教育大綱の施策体系について

教育大綱は、市政運営全体の指針である長期総合計画の教育分野の施策を踏まえて策定しており、長期総合計画の施策体系を基本としている。

<施策体系>



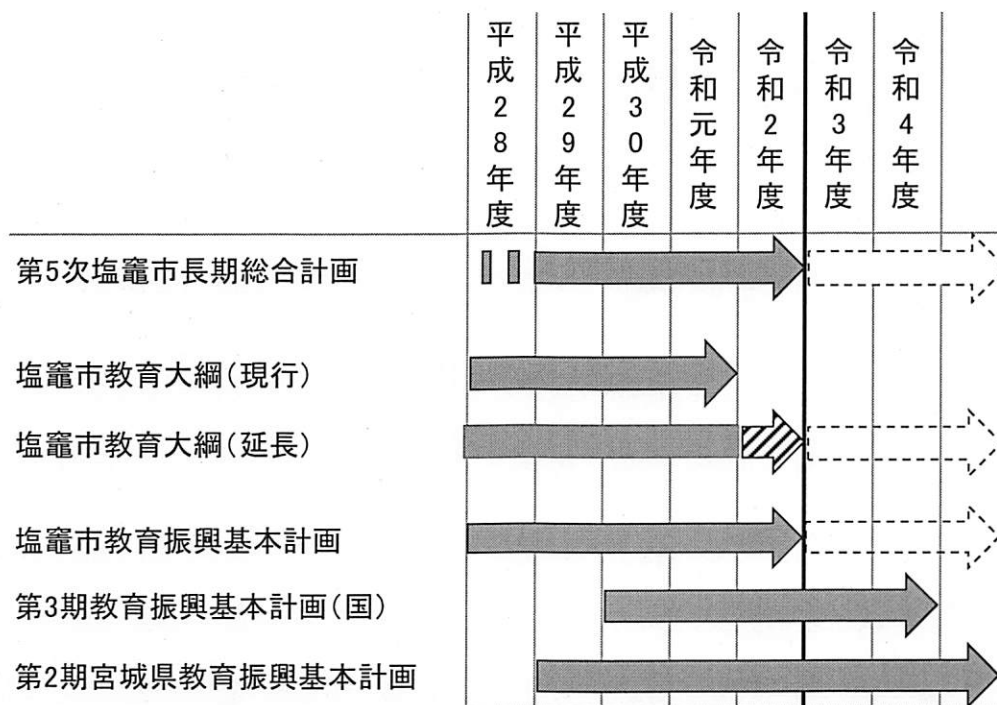
4. 塩竈市教育大綱の今後の進め方について

塩竈市教育大綱については、本市の長期総合計画に基づいた施策体系としていることから、第5次長期総合計画の計画期間、次期当該計画の策定の状況を見据え、下記のとおり、現大綱の対象期間を延長することとしたい。

(現行) 対象期間：平成 28 年度から令和元年度（平成 31 年度）までの 4 年間



(延長) 対象期間：平成 28 年度から令和 2 年度（平成 32 年度）までの 5 年間



<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 1 条の 3 第 1 項
（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

○第 3 期教育振興基本計画（国） 対象期間：5 年間 平成 30 年度～令和 4 年度（平成 34 年度）

○第 2 期宮城県教育振興基本計画 対象期間：10 年間 平成 29 年度～令和 8 年度（平成 38 年度）

(抜粋)

塩竈市教育大綱

～未来へ羽ばたく塩竈っ子のために～

平成 28 年 2 月

目 次

塩竈市教育大綱の全体構成	・・・ 1
第1章 目指すべき姿	・・・ 3
第2章 基本方針	・・・ 4
〈方針1〉 塩竈独自の小中一貫教育の推進	・・・ 4
〈方針2〉 学校・家庭・地域の連携	・・・ 5
〈方針3〉 塩竈ならではの人・歴史・文化・自然の活用	・・・ 6
第3章 施策体系	・・・ 7
子どもの夢を育むまちづくり	
〈施策1〉 生きる力を育む教育の充実	・・・ 7
〈施策2〉 学習環境の充実	・・・ 11
〈施策3〉 地域社会との連携強化	・・・ 12
豊かな心を培うまちづくり	
〈施策4〉 生涯学習の推進	・・・ 13
〈施策5〉 歴史の継承と文化の振興	・・・ 14
〈施策6〉 生涯スポーツの推進	・・・ 15
資料編	・・・ 16

「塩竈市教育大綱」は、国の教育振興基本計画を参酌し、「塩竈市第5期長期総合計画」を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針を定めるために作成するものです。

〔対象期間〕 平成28年度から31年度までの4年間

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

塩竈市教育大綱 全体構成

1 策定の趣旨

- 本市の今後の教育・文化に関する総合的な施策について、その目標や方針を示す

2 大綱の位置づけ

- 本市の長期総合計画に示す教育分野の施策を踏まえて策定

3 大綱の期間

- 平成 28 年～31 年度の 4 年間

第1章 目指すべき姿について

- 塩竈を担うひとつづくりの視点から計画期間を通した「目指すべき姿」を定めます。

【目指すべき姿】

多くの先人を育んできた
ふるさと塩竈を愛し、
豊かな心と健やかな体を育みながら
未来に羽ばたく
塩竈っ子の育成を目指します。
そして、
子どもから大人まであらゆる世代が
多様な連携により交流する中で、
ともに学び、
ともに楽しみ、ともに輝く、
生涯学習を目指します。

第2章 基本方針について

- 3つの基本方針を定め、横断的かつ総合的な取組によって課題の解決を図ります。

塩竈独自の小中一貫教育の推進

—「生きる力」を育む塩竈独自の小中一貫教育を推進する—

学校・家庭・地域の連携

—学校・家庭・地域の連携を図りオール塩竈で子どもを育む教育を推進する—

塩竈ならではの人・歴史・文化・自然の活用
—塩竈ならではの人・歴史・文化・自然の活用を図り、多様な連携による学校教育・生涯学習の環境を創出する—

設定にあたってのキーワード

- ▽ 世界に羽ばたく人材
- ▽ 本物に触れる感動
- ▽ 人にやさしくできる教育
- ▽ 塩竈の資源（人・歴史・文化等）
- ▽ 人を思いやる優しさと豊かな感性
- ▽ 多様な連携
- ▽ 塩竈を誇りに思う心の醸成
- ▽ 自ら学び自ら考える力
- ▽ 生きる力・豊かな心

第3章 施策体系について

○ 長期総合計画の施策体系を基本とし、目指すべき姿と基本方針を踏まえ取り組んでいきます。

